

令和6年度

大谷林業専用道新設工事  
現場技術業務委託

閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 契約書（案）
3. 現場技術業務委託費内訳書
4. 共通仕様書
5. 特別仕様書
6. 大谷林業専用道新設工事数量内訳明細書
7. 位置図
8. 公表積算因子

京都大阪森林管理事務所

## 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
  - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
  - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
  - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入 札 書

件 名      ○○工事現場技術業務委託

---

入 札 金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(上記金額は、消費税及び地方消費税等相当額を除いた金額)

入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ、  
入札します。

令和      年      月      日

分任支出負担行為担当官

○○森林管理署長    ○○    ○○    殿

住      所  
会   社   名  
代表者氏名  
代   理   人

様式 4

# 委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇 殿

住 所  
委任者 商号又は名称  
代表者氏名

私は、都合により  
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

## 記

入札件名 〇〇工事現場技術業務委託

## 現場技術業務委託契約書（案）

収 入  
印 紙

1 委託業務名 大谷林業専用道新設工事現場技術業務委託

2 委託業務の場所 京都府舞鶴市滝ヶ字呂字大谷（大谷国有林）

3 委託期間 自 契約締結日の翌日から  
至 令和7年1月10日まで

4 業務委託料 ￥ -  
(うち消費税相当額 ￥ -)

5 業務保証料 免除

上記業務について、発注者 分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所 氏橋 亮介と受注者 ○○ ○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 102  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局

京都大阪森林管理事務所 氏橋 亮介

印

受注者 住 所 ○○県○○市○○町  
氏 名 ○○○○

代表○○ ○○ ○○

印



## (総 則)

**第1条** 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、設計図書（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の設計図書に明記されていない仕様がある場合には発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者が第5条第1項の規定に基づき通知する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うものとする。

3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、監督職員を経由するものとする。

4 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって発注者に提出された日とみなす。

## (権利義務の譲渡等)

**第2条** 受注者は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## (再委託の禁止)

**第3条** 受注者は、義務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

## (秘密の保持等)

**第4条** 受注者は、業務上知り得た秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務処理の結果（業務処理の過程において知り得た記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

## (監督職員)

**第5条** 発注者は、監督職員を定めたときは、書面によりその官職、氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は第6条に基づいて定められた管理技術者及び現場技術員に対する指示、承諾又は協議
- (2) 業務の処理のために必要な図書の作成及び交付並びに受注者が作成したこれらの図書に対するの承諾
- (3) 業務の処理状況の確認

## (管理技術者及び現場技術員)

**第6条** 受注者は、管理技術者及び現場技術員を定め、書面によりその氏名を発注者に

通知しなければならない。また、管理技術者及び現場技術員を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、仕様書で示された業務の適正な履行を確保するため、監督支援業務の対象となる請負工事の契約書及び設計図書の内容又は施設点検業務の対象となる点検施設の構造を十分理解し、さらに工事又は点検施設の現場の状況についても熟知の上、現場技術員の指揮、監督をしなければならない。

3 現場技術員は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第7条に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者及び現場技術員に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

#### （措置請求）

**第7条** 発注者は、管理技術者及び現場技術員がその職務の遂行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

#### （貸与物品）

**第8条** 発注者から受注者へ貸与する物品については、善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。

2 受注者は、業務の完了、業務内容の変更又は契約の解除等によって不用となった貸与物品は、速やかに発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、自己の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

#### （業務処理の結果の報告等）

**第9条** 受注者は、仕様書の定めるところにより、発注者に業務処理の結果を報告しなければならない。

2 発注者又は監督職員は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

**(業務内容の変更、中止等)**

**第10条** 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者と受注者とが協議して定める。

**(臨機の措置)**

**第11条** 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ、監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置について遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

**(第三者に及ぼした損害)**

**第12条** 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者と受注者とが協力してその処理・解決に当たるものとする。

**(業務完了報告書)**

**第13条** 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく別に定める書類を添付した業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

**(検査)**

**第14条** 発注者は、前条の規定による業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指示により手直し又は改良を行い、再度発注者の検査を受けなければならない。この検査については、前項の規定を準用する。

### (業務委託料の支払)

**第 15 条** 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求があった場合において、その請求が適法であるときは、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 業務委託料は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

### (発注者の催告による解除権)

**第 16 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務が完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

### (発注者の催告によらない解除権)

**第 17 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 受注者が第 2 条の規定に違反したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みのないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定す

る暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与している  
と認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第 20 条又は第 21 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下  
この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合に  
はその役員又はその支店若しくは常時事業の委託契約を締結する事務所の代表  
者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損  
害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められ  
るとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す  
るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し  
ていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると  
認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が  
アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し  
たと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材  
料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除  
く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従  
わなかったとき。

(10) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的  
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独  
占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該  
当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7  
条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規  
定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21  
項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(11) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法  
人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)  
第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第  
1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(12) 第 10 号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について、不正行為をしたとき。

(13) 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 受注者は、この契約に関して受注者又は受注者の代理人が前項第 11 号又は第 12 号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

#### (必要による発注者の解除)

**第 18 条** 発注者は業務が完了しない間は、第 16 条又は第 17 条の規定による場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第 19 条** 第 16 条各号又は第 17 条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 16 条又は第 17 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (受注者の催告による解除権)

**第 20 条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

#### (受注者の催告によらない解除権)

**第 21 条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第 10 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため業務委託料の額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 10 条第 1 項の規定による業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を超えたとき。

#### (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第 22 条** 第 20 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めも帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除に伴う措置)**

**第 23 条** 発注者は、業務の完了前にこの契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する業務委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

**(発注者の損害賠償請求等)**

**第 24 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第 16 条又は第 17 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 16 条又は第 17 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができるものとする。

### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

**第 25 条** 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（契約締結後業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

(1) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人が、独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は受注者である設計共同体（以下「受注者等」という。）が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人に、納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) この契約に関し、前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第 2 号において同じ。）の刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。



- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する業務委託料の10分の1に相当する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定に適用があるとき。
  - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (受注者の損害賠償請求等)

**第26条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (契約外の事項)

**第27条** この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

**(紛争の解決)**

**第 28 条** この契約に関して紛争を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して専任した者の調停により解決するものとする。

## 現場技術業務委託費内訳書

京都大阪 森林管理事務所    大谷林業専用道新設工事現場技術業務委託

名 称	項 目	数 量	単 位	摘 要
現場技術業務	管理技術者勤務費	1	式	
	現場技術員勤務費	1	式	
	小 計			
	旅費・交通費	1	式	
	業務用自動車運転経費	1	式	
	事務用品費等			
	小 計			
	直接原価 計			
	その他原価	1	式	
	業 務 原 価			
	一般管理費等	1	式	
	業 務 価 格			千円未満切り捨て
	消費税等相当額	10.0	%	
	現場技術業務委託費			

# 現場技術業務委託共通仕様書

## 第1 適用範囲

この仕様書は、森林管理局、森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所の長が委託する現場技術業務（監督支援業務又は治山施設、国有林林道等若しくはシカ防護柵に係る施設点検業務をいう。）の仕様書として、業務に必要な一般的事項を定めたものであり、これにより難しい事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。

## 第2 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員は別に定める資格を有する者とし、現場技術業務委託契約書第6条により実施しなければならない。

## 第3 一般的業務

- 1 管理技術者は、常に現場技術員の業務を掌握し、指揮、監督をしなければならない。
- 2 現場技術員は、対象工事の請負契約書の適正な履行又は既存施設の適切な点検・診断結果を確保するために、監督職員の指示に従って業務を厳正に実施しなければならない。
  - (1) 現場技術員は、監督職員が指示する調査・測量又は製図・複写についても従事しなければならない。
  - (2) 現場技術員は、監督職員の指示によって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えなければならない。

## 第4 業務実施状況の点検

管理技術者及び現場技術員は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告書を作成し、監督職員の要求があったときは遅滞なくこれを提出して、業務実施状況の点検を受けなければならない。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要事項

## 第5 業務完了報告書の添付書類

現場技術業務委託契約書第13条の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 業務実績報告書
- (2) 業務処理結果報告書
- (3) その他必要な書類

# 現場技術業務委託特別仕様書

(監督支援業務)

1 本現場技術業務（監督支援業務に関するもの）は、委託契約書及び委託共通仕様書によるほか、本特別仕様書に基づき実施しなければならない。

2 管理技術者及び現場技術員の資格は次のとおりとする。

技術者の区分	職種区分	職種区分定義
管理技術者	技師（A）	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
現場技術員	技師（B）	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
	技師（C）	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。

3 本業務を行う工事の概要は次のとおりとする。

- (1) 工事名 大谷林業専用道新設工事
- (2) 工事場所 京都府舞鶴市滝ヶ宇呂字大谷（大谷国有林）
- (3) 工期 自 令和6年 4月17日  
至 令和6年12月 5日
- (4) 工事概要 延長 660 m 幅員 3.6 m

4 現場技術員が行う本業務の内容は、委託共通仕様書に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 一般的業務

- ① 現場監督に関する業務の実施に当たっては、別に定める国有林野事業請負工事監督・検査実施要領（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通知）及び森林管理局が定める監督検査実施細則等により実施するものとする。

② 請負工事に関し、工事請負者又は外部からの通知若しくは報告を受けた場合には、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えなければならない。

(2) 設計図書等の掌握

請負工事の契約書及び閲覧図書等の内容を充分理解し、更に、工事現場の状況についても熟知しておかなければならない。

(3) 貸与図書等

発注者から貸与を受けた図書及び物品について、善良な管理を行わなければならない。

(4) 図書の整理

監督職員の指示により、監督職員が工事請負者から受理する図面又は工事請負者に交付若しくは指示する図書の整理を適切に行わなければならない。

(5) 設計

監督職員の指示により工事費積算に必要な現場条件等の調査及び図面その他資料の作成を行い、その結果を監督職員に報告すること。

(6) 審査

監督職員の指示により工事請負者から提出された書類（計画書、報告書、データ一、図書等）を審査し、その結果を監督職員に報告すること。

(7) 立会及び観察

監督職員の指示により、完成後では、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等書類的な方法でその状況を把握することが十分でない工事等について、現地に立ち会い、観察し、設計図書に適合しない場合は、工事請負者に適合のために必要な助言を行うこと。

また、工事請負者が工事契約の目的を達成するため当然施工しなければならないもので、工事目的物の変更を伴わないものの施工について必要な助言を行うこと。

なお、その結果を監督職員に報告すること。

(8) 検測

監督職員の指示により、請負工事の施工について設計図書に示す所定の品質及び適正な出来形を確保するため現地で検測を行い、その結果、不適合又はそのおそれがあると認められる場合は、工事請負者に対し適合のために必要な助言を行うこと。

なお、その結果を監督職員に報告すること。

## (9) 材料検査

監督職員の指示により材料検査を実施したときは、次の各号に定める事項を付記してその結果を記録し、監督職員に報告すること。

- ① 検査年月日
- ② 品質、寸法等
- ③ 検査数量
- ④ 検査結果及び合格数量
- ⑤ その他必要と認められる事項

## (10) 工事管理

請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延するおそれがあれば、遅滞なく監督職員に報告すること。

## (11) 品質管理

工事請負者が工事の仕様書に定められた品質管理試験を忠実に実行しているか確認し、その結果を監督職員に報告すること。

## (12) 図面と現地の不一致等

次の各号に掲げる場合で工事請負者から通知を受けたときは、遅滞なく書面で監督職員に報告すること。

- ① 設計図書と工事現場の状態が一致しないとき。
- ② 設計図書の表示が明確でない（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤字又は脱漏があることを含む。）とき。
- ③ 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
- ④ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたとき。
- ⑤ 工事を一時中止し、又は打ち切る必要がある認められるとき。

## (13) 検査の立会

請負工事に係る工事検査及び監督職員が行う検査に立ち会い、求められる説明に応じること。

## (14) 工事現場発生品

請負工事の施工によって生じた現場発生品について監督職員の指示があれば、工事受注者の提出する調書を照査して書面で監督職員に報告すること。

## (15) 設計変更等に必要ない図書の作成等

監督職員と協議の上設計変更、工事検査又は既済部分検査等に必要な測量、測定又は図書の作成をすること。

(16) 対外折衝に関する資料

- ① 監督職員の指示により地元又は関係機関等との折衝に必要な測量、調査又は資料を作成すること。
- ② 監督職員が前項の折衝を行う際、監督職員の指示があれば随行すること。

5 その他

- (1) 業務に必要となる作業服、靴等は受注者が準備すること。また、現場技術員の服装は、現場に合った軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- (2) 業務に必要となる自動車は受注者が準備すること。また、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処置すること。
- (3) 現場技術員の現場における安全等は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 業務に必要となる図書、機器等は受注者が準備すること。
- (5) 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう受注者において厳重に管理し、コンピューターウイルスへの感染がないようウイルスチェックソフト等の必要な措置を受注者において実施すること。また、情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督職員に連絡し、契約期間が満了した後は、ハードディスク等のデータは完全に消去すること。
- (6) 本業務を行う工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事であるため、同システムを利用すること。
- (7) 業務に従事する現場技術員は地域住民と接する機会が多いので、地域住民の心証を害しないよう十分に配慮すること。

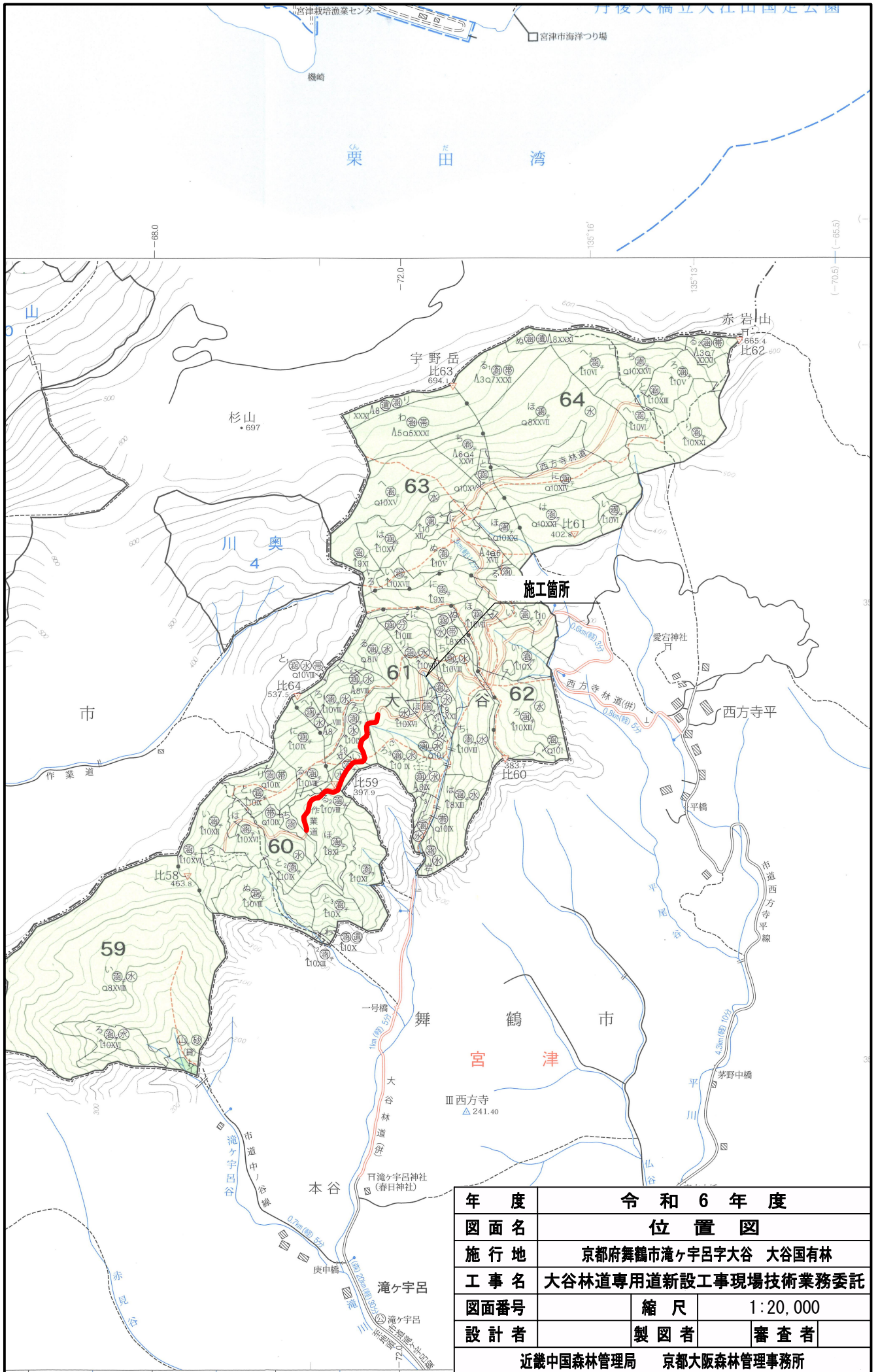


# 工事数量内訳明細書

工事名： 大谷林業専用道新設工事

工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量
工事区分 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)			
林道開設・改良					式	1.0
	林道土工				式	1.0
		掘削工			式	1.0
			掘削 (土砂)	礫質土	m3	996.0
			掘削 (土砂)	呑口堆積土砂撤去	m3	5.0
			掘削 (岩石)	軟岩 (I) B	m3	708.0
			掘削 (岩石)	軟岩 (II)	m3	159.0
		盛土工			式	1.0
			盛土 (流用土)	1種盛土	m3	339.0
			盛土 (流用土)	3種盛土	m3	929.0
			盛土 (発生土)	3種残土A	m3	892.0
			盛土 (発生土)	3種残土B	m3	435.0
		路面工			式	1.0
			路盤	上層路盤工 RC-40 t=10cm	m2	2,872.2
		作業土工			式	1.0
			床掘り	礫質土	m3	464.0
			床掘り	軟岩 (I) B[OUT]	m3	20.0
			床掘り	軟岩 (I) B[IN]	m3	48.0
			床掘り	軟岩 (II) [IN]	m3	9.0
		法面整形工			式	1.0
			法面整形 (盛土部)	裸土羽(礫質土)	m2	912.3
	法面工				式	1.0
		法面保護工			式	1.0
			法尻保護	丸太柵工	m	34.0
	擁壁工				式	1.0
		場所打擁壁工 (構造物単位)			式	1.0
			重力式擁壁	18-8-40BB、擁壁高さ4.5m	m3	82.1
		鋼製L型擁壁工			式	1.0
			鋼製L型擁壁	.....	m	9.0
	排水構造物工				式	1.0
		横断溝工			式	1.0
			現場打横断溝	30-B型、18-8-20BB	m	7.0
			プレキャストU型横断溝	PU434型 グレーチング含む	m	4.0
			横断溝蓋	グレーチング据付A 300用 グレーチング再利用	枚	3.0
			横断溝蓋	グレーチング据付B 300用	枚	4.0
			飛水防止用工作物	18-8-20BB	個所	1.0
		簡易排水工			式	1.0
			木製路面排水	.....	m	11.0
		法面排水工			式	1.0
			縦排水	鉄筋コンクリートフリーム、250型	m	3.0
		流末処理工			式	1.0
			ふとんかご	H=0.5m W=1.2m	m	4.0
			流末処理工		m	5.0





年度	令和 6 年度		
図面名	位置図		
施行地	京都府舞鶴市滝ヶ字呂字大谷 大谷国有林		
工事名	大谷林道専用道新設工事現場技術業務委託		
図面番号	縮尺	1:20,000	
設計者	製図者	審査者	
近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所			

令和 6 年度

業 務 名

大谷林業専用道新設工事現場技術業務委託

公表積算因子

近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所

現場技術業務委託路線及び条件

番号	管理署等	工事名	工事価格 (万円) (消費税抜き)	署等から現場 まで片道距離 (km)	署等から滞在 地まで片道 距離(km)	工事内容
1	京都大阪 森林管理事務所	大谷林業専用道新設工事	3,291	97.5	84.6	林道工事
2						
3						
4						
計		工事件数： 1件	3,291	97.5	84.6	

業務従事日数

工事名	工事予定価格による階層	管理技術者	現場技術員				合計	
			本部打合せ	外業	内業	小計		計
大谷林業専用道新設工事	4,000 万円未満	4	3	22	31	53	56	60
計		4	3	22	31	53	56	60

上表は「森林整備保全事業に係る現場技術業務委託実施要領の制定について」（平成元年7月7日付け元林野業一第45号林野庁長官通知（最終改正 令和3年3月26日付け2林国第266号））に定める「現場技術業務委託費積算要領」における標準的な従事日数を示している。

# 路程表

業務名 大谷林業専用道新設工事現場技術業務委託

